

# 令和 8 年 4 月スタート



## こども④でも通園制度

### どんなことができる制度？

保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間（10 時間）まで保育所等を利用できる制度です。

○こどもにとって

同年代のこども同士で触れ合うことで、家庭とは異なる経験を得ることができます。

また、ものや人への関心が広がり、成長発達につながる豊かな経験を得ることができます。

○保護者にとって

こどもの発達や育児の不安などを経験豊富な保育士等へ相談ができ、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。

また、少しの時間子育てから離れリフレッシュをすることで、孤独感や育児の負担を軽減することができます。



【対象児童】 ※①から③までの全てに該当する方

- ① 宇城市民であること
- ② 0歳6ヶ月から2歳であること
- ③ 保育所・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育施設等に在籍していないこと



【利用料金】 1時間あたり300円程度（施設により、利用料が異なる場合があります）

※次の世帯に該当する場合は、利用料金の減免があります。

- ・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯
- ・市民税所得割課税額合計が77,100円未満の世帯

※給食やおやつがある場合は、実費負担が必要です。



【利用可能時間】 こども1人につき月10時間まで

問合せ先 宇城市子ども未来課保育支援係  
TEL 0964-32-1404

## ～利用までの流れ～

### STEP①



#### 【利用認定申請】

- ・宇城市子ども未来課保育支援係まで「認定申請書」を提出。  
もしくは「こども誰でも通園制度総合支援システム（インターネット）」からも利用申請ができます。
- ※申請にはメールアドレスが必要となります。
- ・市で内容を確認後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」利用のアカウント発行を行います。

### STEP②



#### 【システムログイン・利用登録】

- ・「アカウント発行のお知らせ」メールが届きましたら、メールに記載されているURLから「こども誰でも通園制度総合支援システム」にログインし、利用者情報を登録してください。

### STEP③



#### 【初回面談】

- ・利用の前には必ず施設との事前面談が必要です。  
「こども誰でも総合支援システム」から、希望施設を選択し、初回面談の予約を行ってください。予約後、予約日時確定の連絡が届きます。
- ・予約日に施設と面談を行ってください。

### STEP④



#### 【利用予約】

- ・初回面談後、利用の予約ができるようになります。「こども誰でも通園制度総合支援システム」で予約をしてください。
- ・予約後にキャンセルをする場合には、「こども誰でも通園制度総合支援システム」からキャンセルを行ってください。
- ・利用当日にキャンセルする場合には、施設へ必ず電話連絡をしてください。

### STEP⑤



#### 【当日利用】

- ・登園、降園時に施設が提示する二次元コードをスマートフォン等で読み込み、登園時間・降園時間を登録してください。
- ・利用当日に利用料金や実費負担金額（食事代等）を施設にお支払いください。